

教育委員会議事録

令和元年6月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和元年6月臨時会)

- 1 日 付 令和元年6月12日（水）
- 2 場 所 えびなこどもセンター301会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 松樹 俊弘
教育委員 海野 恵子 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子
- 4 出席職員 教育部長 伊藤 修 教育部次長 萩原 明美
参事兼教育総務 中込 紀美子 就学支援課長兼 小林 丈記
課長 指導主事
就学支援課長補 小野沢 孝子 就学支援課主幹 長田 茂美
佐兼就学支援係 兼健康給食係長
長
- 5 書 記 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後4時00分
- 7 付議事件
日程第1 報告第14号 令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委
嘱について
日程第2 議案第18号 海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続につ
いて
日程第3 議案第19号 令和元年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定
について（非公開事件）
- 8 閉会時刻 午後4時50分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会6月臨時会を開会いたします。

今会の署名委員は、酒井委員、平井委員にそれぞれよろしく申し上げます。

本日、傍聴者はありませんので、このまま続けたいと思います。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第14号、令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料1ページをお開きいただきたいと存じます。報告第14号、令和元年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告理由につきましては、新たに非常勤特別職を委嘱したためでございます。

資料3ページをお開きいただきたいと存じます。非常勤特別職（文化財保護審議会委員）の委嘱についてでございます。文化財保護審議会委員につきましては、文化財の保存及び活用に関する重要事項について委員会の諮問に答え、また意見を具申し、このために必要な調査研究を行うという職務でございます。

委嘱期間につきましては令和元年6月1日から令和3年5月31日まで、提案理由は新規委嘱によるものでございます。

委嘱する者につきましては、井上泰氏、年齢60歳、分野は古文書、現在相模原市立博物館職員でございます。

なお、資料5ページをお開きいただきたいと思います。資料5ページに海老名市文化財保護審議会委員の名簿を添付させていただいております。氏名、年齢、分野、委嘱期間、当初委嘱、備考ということで、現在委嘱されている方が5名、プラス今回新たに委嘱した方が最下段の井上泰氏でございます。

説明につきましては、雑駁ですけれども、以上でございます。よろしく願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ありましたらよろしく申し上げます。

名簿を見ると、分野としては古文書の方の委嘱は初めてですね。

○**教育部長** はい、そのような形になります。

○**伊藤教育長** 教育総務課長、古文書の分野の方を新たに委嘱するというので、そこには海老名市文化財保護審議会として古文書の方を必要とする理由とかは何かあるのですか。

○**教育総務課長** 海老名市市史編集委員会が海老名市文化財保護条例の改正に伴いまして整理した関係で解散をしております。そのため、古文書を専門とする方がいらっしやらなくなってしまうので、海老名市文化財保護審議会の中に古文書の方を新たに加えていきたいということです。

○**伊藤教育長** わかりました。

それでは、この件についてはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** ご質問、ご意見等もないようですので、報告第14号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**伊藤教育長** ご異議なしと認めます。よって、日程第1、報告第14号を承認いたします。

○**伊藤教育長** 続きまして、審議事項に入ります。

日程第2、議案第18号、海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

○**教育部長** それでは、資料は7ページになります。議案第18号、海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続についてでございます。別紙のとおり、海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続について、議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、海老名市食の創造館の指定管理期間満了に伴い、指定管理者制度を継続したいためでございます。

資料をおめくりいただきまして、9ページをごらんください。海老名市食の創造館の指定管理者制度の継続についてという資料でございます。

海老名市食の創造館につきましては、平成27年8月1日から指定管理者制度を導入し、

指定管理者による管理運営を実施しているところでございます。令和2年7月31日をもって指定期間が満了することから、これまでの効果・実績を検証した結果、成果があったものと判断したため、当施設の指定管理者制度を継続したいというものでございます。

1 指定管理者制度導入までの経緯でございますが、海老名市では、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入いたしました。海老名市食の創造館につきましては、平成24年度の開館以降、平成27年7月までは調理業務の委託を行ってまいりました。その後、民間事業者の発想や手法を取り入れることにより、サービスの向上と管理、運営の効率化へ向けて指定管理者制度を導入し、現在運営を行っているところでございます。

2 指定管理制度導入後の効果・実績でございますけれども、まず、1点目といたしまして、安全・安心な食の提供が挙げられます。制度導入直後は異物混入等が数件発生いたしました。指定管理者の衛生管理の徹底、本市の異物混入対応マニュアルに基づいた対応によりまして、異物混入の事例は減少いたしました。また、アレルギー対応食につきましても事故等なく提供されまして、本施設を運営する上で一番大事である安全・安心な食の提供を行うことができたというところでございます。

2点目の施設の維持管理につきましては、制度の導入によりまして、職員の意識が高まり、調理機器等のメンテナンスが行き届き、調理室が常に清潔に保たれている。また、機器の故障に伴い給食を提供できないといった事例は1件もなく、安定した施設の運営が図られているところでございます。

3点目といたしまして、施設の特性を活かした自主事業の実施ということで、海老名市食の創造館につきましては災害時の炊き出し機能を有してまいりまして、その炊き出しの訓練として、親子でレスキューキッチンを使用してカレーを調理するなど、危機管理意識の向上を図る事業を行っております。また、会議室を開放いたしまして、試食会を定期的に行うことによりまして、保護者や地域の方に学校給食に親しんでいただく機会として利用されているという状況でございます。

資料をおめくりいただきまして、11ページが海老名市食の創造館の指定管理者選定に係る概要についてという資料でございますけれども、今回の議案につきましては、ただいま申し上げました指定管理者制度の継続についてが議案でございます。こちらの議案で決定いただいた後に、海老名市食の創造館の指定管理者選定の業務に入るというものでございます。

次期指定管理者の委託期間といたしましては、令和2年8月1日から令和7年7月31

日を予定しております。

指定管理者の選定方法につきましては、選定委員会によりまして、第一次審査の書類選考と第二次審査（プレゼンと試食）を通じて選定を実施したいと考えております。

選定委員会の委員といたしましては、内部委員といたしまして、資料に記載のと通りの委員を予定しております。また、外部委員（学識経験者）として、社会保険労務士と税理士を予定しております。

なお、こちらの選定委員会の要綱（案）につきましては、別添資料で添付させていただいております。

また、指定管理者の業務内容といたしましては、まず、1点目といたしまして、海老名市立小学校12校の学校給食等調理業務、2点目といたしまして、海老名市食の創造館の施設の維持管理に関する業務、3点目といたしまして、調理室、会議室の貸館業務でございます。これ以外にも指定管理者でございますので、自主事業等を実施していただきたいと考えております。

5は飛ばしまして、6 今後のスケジュールでございますが、本日指定管理者制度の継続のご決定がいただければ、今月の政策会議、最高経営会議に指定管理者の継続についての案件を提出してまいりたいと考えております。その後、公募の実施、また、指定管理者選定委員会の実施を経まして、令和元年10月に選定結果の報告をこちらの教育委員会にご報告させていただきたいと考えております。その後、仮協定の締結、また、12月には指定管理者の指定の議案を議会に上程する予定となりまして、そこで可決いただければ、その後、基本協定の締結等を経まして、令和2年8月の指定管理者による管理の開始に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

資料13ページからは海老名市指定管理者選定委員会設置要綱（案）でございますので、こちらにつきましては後ほどご高覧いただければと思います。

資料15ページは、現指定管理者についての実績等につきまして記載をさせていただいております。現指定管理者につきましては、東洋食品・伊藤忠UCグループ共同企業体でございます。指定管理期間が平成27年8月1日から令和2年7月31日の5年間、指定管理料につきましては合計で13億6218万6720円ということで、内訳につきましては記載のとおりでございます。

なお、現指定管理者につきまして外部評価を受けておりますので、その実績につきまして4で記載をさせていただいております。まず(1)労働条件審査といたしまして、指定管

理者の中で働く方々の労働条件、また、労務が適正になされているかという審査を労働条件審査として受けております。直近で受けたのが平成29年度でございます。法令審査では5段階評価で5の一番いい評価をいただいております。労働環境モニタリング（A～E評価）におきましては5段階でございますけれども、上から2番目のB評価をいただいております。

法令審査所見といたしましては、平成27年度の労働条件審査以来、是正が必要とされていたことについて、ほぼ適正に改善されていることが確認できた。また、改善に向けて誠実、かつ真剣に取り組んでいる姿勢が見られることは評価すべきであるという法令審査所見でございます。

また、労働環境モニタリング所見につきましては、職場の人間関係は良好で、高いモチベーションを持って勤務されていること、食品衛生管理も問題なく遂行されていること、また、前回調査の指摘事項である、年次有給休暇の取得、休憩の取得が改善されたことについて評価をいただいております。

以上が労働条件審査でございます。資料16ページが第三者評価でございます。第三者評価につきましては、平成30年度に市として初めて導入された評価でございます。評価の着眼点といたしましては、協定、また、仕様書等に盛り込まれた指定管理者が行うべき業務、提案事項等がどの程度の達成度で履行されているかということの評価するものでございます。こちらにつきましては、評価基準を下段に記載させていただいております。食の創造館の評価といたしましては、一番高い評価が個別項目の6番、施設特有の特殊な状況における対応ということで、こちらが4.5ということで、極めて高いレベルで提案事項を履行しているという評価をいただきました。また、若干低い評価となりますけれども、共通項目の2番目の管理運営のあり方、4番の運営の効率性につきましては3.8ということで、概ね提案事項を履行しているという評価をいただいているところでございます。その他の項目につきましては4.0という達成度指数ということで、高いレベルで提案事項を履行しているというような状況でございます。こちらの第三者評価につきましては、第三者の目で客観的かつ公平公正な視点で指定管理者の業務の履行状況の評価をいただいているものでございまして、こちらの評価を受けまして、我々といたしましても現在の海老名市食の創造館の指定管理者制度につきましては、効果的かつ適正に運用されているという評価を行っているところでございます。

説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

海老名市食の創造館に指定管理者制度を導入して5年もたつのだなと思うところがございますけれども、来年の夏に指定期間が満了します。継続することが決まりましたら今年度中に募集するというので、今説明がありました。

○海野委員 海老名市食の創造館が指定管理となって「安心・安全な食の提供を行うことができた」と評価されております。確かに子どもたちにとっては、おいしくて、安全な給食がいただけるということはとてもいいことだと思います。

それと同時に、やはり海老名市食の創造館が指定管理になったメリットを一般市民の方にもっと知っていただく必要があるのではないかと思います。今の第三者評価の中の大項目の8番に多角的な機能展開と書いてありますけれども、多角的な機能展開ができているということは、やっぱり広く知っていただくべきではないかと思いますけれども、これはどういうことが多角的な機能展開になっているのか、内容を教えていただければと思います。

○就学支援課長 海老名市食の創造館というのは、本来は給食の調理機能を持っているのですが、成果でもお示しさせていただいたとおり、例えば、災害が起きたときに避難してきた人がしっかり食事をとることができる炊き出しの機能ですとか、あとは貸し館業務もやっております。幅広く市民が集会、会議をやったりだとか、食の創造館は給食調理業務以外にも調理機能がありますので、それを生かした、何かの研修会を開催するとか、給食調理業務だけではない、ほかの活用法があるというところで多角的な機能展開と示させていただきました。

○海野委員 これからもいろいろな企画を立てていただいて、指定管理になったという内容をもう少し皆さんにわかっていただけたらと思いますので、ご理解いただけるようお願いいたします。

○松樹委員 先ほど教育長もおっしゃっていましたが、もうそんなに時間がたつのか、早いなという気がしています。指定管理者という民間の知恵、サービスを取り入れることは今後もやっていくべきではないかなと思います。これから指定管理者の募集要項とかをつくれるかと思うのですが、そこに、海老名市としてこの施設をどう捉えて、どうしていきたいのかというのをしっかりと打ち出していくことがすごく重要になってくるかと思います。また、これはプレゼン形式で今回試食などもあるというような形ですので、

向こうからの要望だけではなくて、やっぱりこちらからもしっかりした要望をしていただきたいです。

すごく細かいことを言えば、例えば1年生から6年生まで、カレーであれば、同じカレーを食べているわけですね。では、技術的なことですのでわからないですが、高学年になると違う味つけができるのかとか、あとは、これはあくまで例えですけれども、連合運動会に給食を持ってこることができるのかとか。今まではこうでした、これ以上に何ができますかという形で、こちらが何を求めていくのかというやりとりをしっかりとしながら、これから募集要項をつくったりして、また、選定をして、ちょっとまだ先の話ですけれども、次期の指定管理をお願いできればなと思っております。

要望ですが、よろしく申し上げます。

○酒井委員 海老名市食の創造館ができて、学校給食を指定管理制度でやるということになったという流れは知っているのですが、そのメリット、保護者として伝わってくるものが余りないというのが正直なところですね。資料に書いてあるので、こういうイベントをやっているということは分かりますし、そういうお便りをいただいたりとかはするのですが、もっと積極的に、例えばフェイスブックをつくるか、後で、ああ、こういうイベントをやっていたのだと興味を持ったときに、保護者の人がそういうイベントにアクセスできるようなページとかがあると、来年もまたこのころにやるかもしれないから行ってみようかとか、そのようにもなると思うのです。貸し館業務をやっていますというのも、インターネットで調べてもなかなか簡単に出てこないの、次に指定管理者を選ぶ手続が始まると思うのですが、どのようにそれを市民や保護者にPRしていくのかということも含めて、次の募集をしていただければいいのかなと思います。現状だと保護者の方に指定管理者になった良さがダイレクトには伝わっていないのではないかなと正直感じます。よろしく申し上げます。

○教育部長 松樹委員のご要望と重複する部分もあるのかなと思うのですが、指定管理者を今まで5年間やってきて、我々としても、次の5年間をまた新たに継続することだけではなくて、5年間やってきた効果なりを検証したいと思います。同時に、継続については当然安全・安心という大前提でありながら、さらにおいしい給食を目指すためにはどうすればよいのかですとか、海老名市食の創造館を指定管理者制度としていることについてのPRですとか、また、そこでつくっている給食についても外に発信していくようなことなどを新たな着眼点としまして、今までの指定管理者が5年間でやってきたも

のに加えて、さらに充実を図る、深化を図ることが大事だと思っておりますので、指定管理者選定に向けてはそういった視点をしっかり持って取り組んでまいりたいと考えております。

○**酒井委員** もう1つ、続けてすみません。16ページにある第三者評価。これは第三者といっても、市役所の財務部がされたというお話だったのですけれども、ここに書いていらっしゃるのは大項目だけなのですが、大項目があるということは、もう少し詳細なものもお持ちだと思うのですけれども、それは何か見られるものはありますか。

○**教育部長** 第三者評価につきましては、指定管理者制度を総括している市財務部が主体となってやまして、そのやり方といたしましては、市財務部から第三者評価機関、民間の機関に委託を行いまして、市とは利害関係のない方、第三者の客観的かつ公正な視点で評価をいただいております。今回、資料16ページに記載させていただいたのは、大項目の達成度指数でございますけれども、評価をするに当たっては、こちらにあるとおり、共通の項目、個別の項目に分けて行っておりますので、個別の項目などでいえば食の創造館特有な項目についての評価をいただいておりますし、大項目の下にもっとわかりやすい項目がありまして、そちらについては、また資料とかについて提供できると思っておりますので、もっと細かい視点で評価されている状況がございます。

○**伊藤教育長** 外部評価機関に委託して、そこから出た報告書がありますので、それについては資料提供します。

○**酒井委員** その取りまとめを市財務部でやってもらっているということですね。わかりました。

○**平井委員** 「結果、成果があったものと判断した」ということで、下に(1)、(2)、(3)と示されています。文言で示されているので、これを読めばわかりませんが、やはり項目立てをしたほうがわかりやすいと思います。安全について、施設について、自主事業の実施ということで、こういう観点をもって、また次回、そういう形で同じものを点検していくと思うのです。ですから、そこできちんと点検の項目は決めておいたほうがいいかなとは思っています。

その判断というのは、どこで、どのようにされたのか、お尋ねしたいと思います。

○**教育部長** 判断につきましては、まず、第三者評価機関が公正、客観的な視点で指定管理者からヒアリング等を行い、その達成状況について評価を行ったのがこちらの数値となっております。指定管理者制度を運用していくに当たっては、市と指定管理者が協定を行っ

ていますが、その協定の締結を行う基盤というのが仕様書などで定まっています。そこで指定管理者はこういった業務を行わなければならないとうたっておりますので、それについての達成状況が第三者評価としてこのような形で評価を受けたということは、我々としては指定管理者に求めた業務というのが高いレベルで実施されたというように受け取っているところでございます。

○平井委員　今回は良い結果が出ているのかなと思いますが、今後また、継続という形なのですが、先ほども出ていましたけれども、市がどのように介入していくかというのもすごく大きいかと思えます。それがあって今、ある程度いろいろなものが改善されてきていると思えます。あと何カ月かあるわけですから、この水準で継続していけるような形でお願いできたらなと思えます。

○教育部長　第三者評価は平成30年度に行って、現在の指定管理者の期間としては今回の30年度のみになってしまうのですけれども、今後また、新しい指定管理者の選定がなされて、指定管理者制度が運用されたときには、指定管理者がかわったとしても、この評価結果から達成度がさらに上回るように、我々としてもしっかりと、時系列的な変化の中で指定管理者が行う業務の水準が上がっていけるような取り組みを目指して、次期指定管理者と綿密な協議を行いながら制度の充実に努めていきたいと考えております。

○伊藤教育長　ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長　それでは、ほかにご質問、ご意見等もないようですので、議案第18号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長　ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第18号を原案のとおり可決いたします。

○伊藤教育長　次に、日程第3、議案第19号、令和元年度海老名市奨学生及び奨学金給付の決定について（非公開事件）を議題といたしますが、本件については個人情報を含んだ案件になりますので、会議を非公開としたいと思います。

それでは、会議の非公開についての採決を行います。本件についての会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、これより本会議は非公開といたします。

(非公開事件開始)

(非公開事件終了)

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会 6 月臨時会を閉会いたします。